

九州国際大学

# 法 学 論 集

第14巻第2号

---

## 論 説

マレーシアのサイバー法の近時の動向

— 電子商取引法・電子政府行為法の制定を中心に —

…………… 湯 淺 壘 道 1

続・企業再編における債権者保護制度

— 日独の比較を通じて — …………… 高 木 康 衣 45

## 研究ノート

消費者保護と特定商取引法(4)

…………… 河 津 八 平 79

## 判例評釈

市に対する建築計画概要書および住居表示台帳の情報

公開請求を他の法令に公開手続が定められていること

を理由として非開示とした処分が認容された事例

…………… 湯 淺 壘 道 213

## 翻訳

ケベック民法典(翻訳) I-1 …………… 大 島 俊 之 229

---

2007年12月

九州国際大学法学会

# マレーシアのサイバー法の近時の動向

——電子商取引法・電子政府行為法の制定を中心に——

湯 浅 壘 道

## [目次]

1. はじめに
  2. 制定の背景
  3. 立法内容と問題点
    - 3.1. 概要
    - 3.2. 2つの法の必要性
    - 3.3. 適用範囲
    - 3.4. 電子的登録の修正の可否
    - 3.5. デジタル署名と電子署名
    - 3.6. SPAM規制
  4. おわりに
- 付属資料1 2006年電子商取引法 訳  
付属資料2 2007年電子政府行為法 訳

## 1. はじめに

マレーシアは、情報通信技術の発展に重点を置くアジア諸国の中でも、特に急速にコンピュータネットワーク及び情報通信に係る諸法律（サイバー法）体系の整備を行った国として知られている。

1991年、マハティール首相は2020年までにマレーシアに先進国の仲間入り

をさせるという「Vision2020 (Wawasan 2020)」<sup>(1)</sup>を提唱した。この目標を達成するため、マレーシアは情報通信技術の発展を基幹的な政策として採用した。1996年に公表された第7期国家計画では、情報通信技術が経済発展を支える戦略的な武器であることが認識され、情報通信技術の育成によってマレーシアをマルチメディア製品の消費者から供給者・開発者に転換させることがうたわれている<sup>(2)</sup>。

Vision2020を達成するための具体的な政策として、1996年8月、マハティール首相は国家プロジェクトである「マルチメディア・スーパー・コリドー (The Multimedia Super Corridor = MSC)」構想を発表した。

MSCは、首都クアラルンプールを含む東西15キロメートル、南北50キロメートルの地区に情報通信技術特区を設定し、アメリカの西海岸シリコンバレーをモデルとして情報通信系の企業等の誘致及びマルチメディア技術開発の積極的な推進を行い、21世紀の情報通信立国に向けたマレーシア経済の牽引力たるべく世界的競争力をもつ情報通信技術を発展させ、情報通信産業を育成しようとするものである<sup>(3)</sup>。

MSCは、ハードウェア・インフラ整備とソフトウェア・インフラ整備の両面が同時に推進されることに特色がある。ソフトウェア・インフラ整備政策の中には、1990年代後半の一連のサイバー法の整備がふくまれる<sup>(4)</sup>。これを仮に第1期のサイバー法整備とよぶならば、近年マレーシアにおいては第2期のサイバー法整備とでもいうべき法の制定が進められている。本稿では、これらの

---

(1) <http://www.pmo.gov.my/website/webdb.nsf/vALLDOC/BA7051FF90767AD848256E84003129CA>

(2) The SEVENTH MALAYSIA PLAN 1996 - 2000, 10 (1996).

(3) MSCに関する邦語文献として、桑原政則「マレーシアのマルチメディア・スーパーコリドー：その現状と展開」東京国際大学論叢人間社会学部編4号 (1998年) 113頁以下、坂部 望「情報都市形成と法に関する一考察：マレーシアの事例から」苫小牧駒澤大学紀要10号 (2003年) 185頁以下などを参照。

(4) マレーシアにおけるサイバー法の整備については、坂部 望・新保史生・戸信哉「メディア融合時代における立法事例—マレーシアの通信・マルチメディア法」海外電気通信34号1巻 (2001年) 5頁以下、国際通信経済研究所『ASEANの通信法制—マレーシア—』(国際通信経済研究所、1998年)などを参照。

第2期のサイバー法整備の動向について、特に2006年に成立した電子商取引法 (Electronic Commerce Act of 2006) と、2007年に成立した電子政府行為法 (Electronic Government Activities Act of 2007) の内容について検討してみることにはしたい。

なお、2006年電子商取引法と2007年電子政府行為法の条文の内容については、本稿末に訳出したものを参照願いたい。

## 2. 制定の背景

前述したようにMSC構想はハードウェアとソフトウェアの両面でインフラの整備を行うところに特色があるが、ハードウェア整備はきわめて大規模に進められており、MSC計画の対象となる地域は、クアラルンプール・シティセンター (KLCC: Kuala Lumpur City Centre) を北端として南端はクアラルンプール新国際空港 (KLIA: Kuala Lumpur International Airport) にまで広がっている。マレーシアは、「ゴムの木を切り倒して次にアブラヤシを植え、そしてさらにそのアブラヤシも切り倒し土地をひらいてゴルフ場を作ったり、新興住宅地を設けたり<sup>(5)</sup>」して開発を続けてきた国だけに、2007年8月に筆者がマレーシアを訪問した際、KLIA着陸にむけて高度を下げつつある飛行機の窓からKLIAの周辺を眺め下ろすと、ヤシが一面に整然と植えられている中に、赤い土が露出している開発中の地区が散在しているのが印象的であった。

MSC地域に含まれる中でも、クアラルンプール中心部より約50キロの距離にあるサイバージャヤ (Cyberjaya) は、情報通信立国の中心地であり、マレーシアのシリコンバレーとでもいうべき地域である。サイバージャヤは1999年7月から集中的に開発が行われ、ハイテク関連企業の投資の多くがこの地区に投下されている。また、マレーシア・マルチメディア大学 (MMU) もこのサイ

---

(5) 中谷陽子「ラット (LAT) はなぜ同名の社会漫画『カンボン・ボーイ (Kampung Boy)』を二度書いたか」白鷗法学7号 (1997年)13頁。

バージャヤにある。

クアラルンプール中心部よりおおよそ25キロの距離にあるプトラジャヤ (Putrajaya) はマレーシアの新行政都市で、首都機能の移転が進められている。4,931ヘクタールの地域にマスタープランに基づく都市開発が行われ、人工のプトラジャヤ湖を取り囲んで首相官邸や官庁のビルが点在している。

セパン (Sepang) に建設されたKLIAのターミナル・ビルディングは、日本の建築家・黒川紀章氏の設計によるもので、「技術と自然の融合」を体現しているという<sup>(6)</sup>。KLIAの近隣には、セパン国際サーキットも建設され、1999年からF1のマレーシア・グランプリに使用されている。KLIAからクアラルンプール市内中心まで80キロ弱は、特急電車「KLIA Express」が28分で結んでいる。MSCの北端であるKLCCには高層ビルディングが集中しており、その中でも1998年に完成したペトロナス・ツインタワーは、建設当時は世界最高で、20世紀中に完成した建築物としては最も高い地上452メートルという高さを誇る高層建築である。

MSCのソフトウェア面のインフラ整備の例として挙げられるのが、サイバー法の整備である。マレーシアは、1990年代の後半にサイバースペースに関する法律を次々に制定・施行した。1997年には著作権法改正、コンピュータ犯罪法<sup>(8)</sup>、デジタル署名法<sup>(9)</sup>、遠隔医療法<sup>(10)</sup>の4法を制定した。このほか、1998年には通信・マルチメディア法<sup>(12)</sup>が成立し、マルチメディア通信関係を管轄する行政委員会として、通信・マルチメディア委員会<sup>(13)</sup>が設置された。2000年には光ディ

---

(6) TIM BUNNELL, MALAYSIA, MODERNITY AND THE MULTIMEDIA SUPER CORRIDOR, 140-141 (2003).

(7) フォーミュラ1 (FIA Formula One World Championship) は、国際自動車連盟 (FIA) が主催する自動車レースで、4輪の1人乗りフォーミュラカーで争われる自動車レース。

(8) Computer Crimes Act 1997 (Act 563).

(9) Digital Signature Act 1997 (Act 562).

(10) Telemedicine Act 1997 (Act 564).

(11) これらの4法の内容について解説するものとして、坂部、前注(3)。

(12) Communications and Multimedia Act 1998 (Act 588).

(13) Malaysian Communications and Multimedia Commission Act 1998 (Act 589).

<sup>(14)</sup> スク法が制定されている。これらの第1期のサイバー法には、旧・宗主国であるイギリス法の影響が認められ、たとえばコンピュータ犯罪法についてはイギリスの1990年コンピュータ不正使用法に相似する部分が多い。<sup>(15)</sup><sup>(16)</sup>

ところで、MSC構想の発表直後の1997年、マレーシアは他のアジアの国々と同様に、アジア通貨危機に見舞われた。マレーシアは、タイやインドネシアと比較すれば通貨危機からの脱出は早く、韓国ほど危機的な状況には陥らなかったが、<sup>(17)</sup> 情報通信産業の発展に冷や水を浴びせられたことは事実である。2000年にはいわゆるITバブルの崩壊という現象が各国でみられるが、マレーシアも例外ではなく、特にB2C (business-to-consumer) 部門に頼っていた企業は大きな打撃を受けた。

しかし、このような社会経済環境にもかかわらず、電子商取引はマレーシア政府によって強力に推進された。電子商取引の発展は特にB2B (Business to Business) 部門において顕著であり、2005年には国内のB2B電子商取引の取引高は推計で2,850万マレーシア・ドル (リンギット) に達した (前年度から比較すると88パーセントの成長率)。

いっぽう、マレーシアにおけるインターネットの普及と電子商取引の伸長に伴い、問題点も浮上してきた。

たとえば、1999年消費者保護法は、2条2項g号において「主務大臣によって指定されるものを除き、<sup>(18)</sup> 電子的手段によって影響を受けるいかなる商取引」にも同法を適用しないと定め、<sup>(19)</sup> 電子商取引については消費者保護法制の適用範囲から除外しているため、インターネットを通じて売買される商品やサービス

---

(14) Optical Discs Act 2000 (Act 606).

(15) Computer Misuse Act 1990 (c. 18).

(16) Sulaiman Azmil, *Crimes on the Electronic Frontier - Some Thoughts on the Computer Crimes Act*, 3 MALAYAN L.J. 59 (1997).

(17) WONG SOOK CHING, JOMO K.S. AND CHIN KOK FAY, MALAYSIAN "BAIL OUTS"?: CAPITAL CONTROLS, RESTRUCTUREING AND RECOVERY (2005).

(18) Consumer Protection Act of 1999 (Act 599).

(19) *Id.*, Sec. 2. (2). g.

については消費者保護が不徹底な状況におかれた。

また、プライバシーの保護の不十分さも問題となった。

そもそもマレーシアにおいては、先進民主主義諸国にくらべて個人の自由や権利の保障についてまだに多くの課題が残っている<sup>(20)</sup>。一般に、経済成長を国家目標として掲げて急速な経済発展をとげたアジアや南米の国々の多くにおいては、いわゆる開発独裁や権威主義とよばれる政治体制が観察される<sup>(21)</sup>。このような政治形態においては、経済発展に伴う国民の生活実態の向上と引き換えに国民の自由や権利の保障が置き去りにされる傾向があるが、マレーシアの場合においても「マレーシア株式会社とって良いような経済と政治の癒着、言論の統制、反対勢力の弾圧、萎縮する国民<sup>(22)</sup>」といった側面がみられるという。マレーシアにおいては、憲法上保障されるのは「法により保護される (save in accordance with law)」自由や権利であり、明治憲法の規定にも似た法律の留保が付せられている。安定と統合に重点を置いた「リベラルな権威主義<sup>(23)</sup>」に基づき、わが国の「護送船団方式」にも似た強力な行政のリーダーシップによって情報通信技術の振興が図られてきたのがマレーシアの実情といえよう。

マレーシアはイスラム国ではあるが、植民地時代の宗主国がイギリスであっ

- (20) その象徴として挙げられるのが、内国治安法 (Internal Security Act= ISA) の存在である。Internal Security Act of 1960 (Act 82)。内国治安法はもともとイギリス統治下のマラヤ連邦時代に制定され、その後マレーシアとシンガポールに引き継がれた。治安紊乱の恐れを理由とした予防拘禁や令状なしの捜査が認められており、反対党や政敵の弾圧にも利用されてきた経緯がある。マハティール前首相自身も、首相就任前には内国治安法を恐れていたという。NATHANIEL TAN, ED., MAHATHIR VS. ABDULLAH 157 (2007)。内国治安法の問題点を指摘するものは非常に多いが、さしあたり次の各文献を参照。George Watt, *Dissonant Voices from the Chinese Diaspora: Dramatists Robert Yeo in Singapore and Kee Thuan Chye in Malaysia*, 3 NUCB JLCC 55 (2001), Gordon Paul Means, *Soft Authoritarianism in Malaysia and Singapore*, 7 J. DEMOCRACY 103 (1996), Khoo Boo Teik, *Limits to Democracy*, in NAVIS PUTHUCHEARY AND NORANI OTHMAN, EDs., ELECTIONS AND DEMOCRACY IN MALAYSIA (2005) 19-48.
- (21) 恒川恵市『企業と国家』(東京大学出版会、1996年)、川田順造・岩井克人・鴨 武彦・恒川恵市・原洋之介・山内昌之編『開発と政治』(岩波書店、1998年)などを参照。
- (22) 楠根重和「権威主義国家マレーシアにおけるマス・メディア事情」金沢法学46巻2号 (2004年)97頁。
- (23) Khoo Boo Teik, *Limits to Democracy*, in MAVIS PUTHUCHEARY AND NORANI OTHMAN EDs., ELECTIONS AND DEMOCRACY IN MALAYSIA (2005), 27-29.

たために法体系はイギリス法の影響を強く受け、<sup>(24)</sup> イスラム法が適用される範囲は限定されている。<sup>(25)</sup> 旧・宗主国のイギリスにおいては最高裁に相当する貴族院の最高法院が2003年にプライバシー侵害についてコモン・ロー上の不法行為の成立を否定する判決を下しており、<sup>(26)</sup> これに倣ってマレーシアにおいてはプライバシーという法的権利は存在しないという説もある。<sup>(27)</sup> マレーシア憲法5条1項が何人も奪われないものとして規定する「生命または個人的自由 (life or personal liberty)」<sup>(28)</sup> に、プライバシーの権利が包含されるとする主張がある<sup>(29)</sup> が、憲法の文言中にプライバシーの権利が明確に規定されている箇所は存在しない。

このような状況を背景として、マレーシア政府は第1期のサイバー法整備に引き続き、個人データ保護法 (Personal Date Protection Act)、電子商取引法 (Electronic Commerce Act)、電子政府行為法 (Electronic Government Activities Act) という3つの新たなサイバー法を制定することになった。<sup>(30)</sup>

個人データ保護法は、個人データの収集、保有、処理および使用について規制を加えるものであり、個人情報取扱いやセキュリティ、プライバシー保護についての指針を提供するものである。電子商取引法は、電子的手段による商取引について明確な法的位置づけを与えることにより電子商取引を加速しようとするものであり、電子政府行為法は政府と国民との間における電子的な手段による対話について共通の手続を定めようとしたものである。

---

(24) 桑原尚子「マレーシア法」北村一郎編『アクセスガイド外国法』(東京大学出版会、2004年)393-394頁。

(25) ANWARUL YAQIN, LAW AND SOCIETY IN MALAYSIA, 44-45 (1996).

(26) *Wainwright v. Home Office* [2003] 3 WLR 1137.

(27) Nurjaanah Abdullah and Chew Li Hua, *Throwing Privacy Out of the Windows*, in KHAW LAKE TEE AND SYARIFAH SUHANNAH SYED AHMAD EDS., ICT: ITS IMPACT ON SELECTED AREAS OF THE LAW (2006), 55-57.

(28) マレーシア憲法5条1項は、「何人も、法により保護される生命または個人的自由を奪われない。」と規定する。

(29) *Id.*, at 56.

(30) ABU BAKAR MUNIR AND SITI HAJAR MOHD YASIN, PRIVACY AND DATA PROTECTION: A COMPARATIVE ANALYSIS WITH SPECIAL REFERENCE TO THE MALAYSIAN PROPOSED LAW (2002).



当初、これらの法は2004年までには制定される予定であったが、実際には第2期のサイバー法の制定は予定よりも遅れて2006年以降にずれこみ、電子商取引法は2006年、電子政府行為法は2007年になってようやく制定された。

遅れの原因の一つに、ICT政策を強力に推進してきたマハティール首相が2003年10月に辞任し、アブドゥラ・バダウィ (Abdullah Badawi) 副首相に政権を禅譲したことの影響が挙げられよう。

アブドゥラ・バダウィ新首相の下では、政権交代に伴う省庁再編成等が行われた結果、情報通信技術に関する管轄は2つの省庁に分割された。マハティール首相時代は1998年に発足した資源・通信・マルチメディア省 (Ministry of Energy, Communications and Multimedia) が情報通信技術に関する権限を一元的に握っていたが、アブドゥラ・バダウィ首相は、2004年に情報通信技術の管轄を科学技術イノベーション省と (Ministry of Science, Technology and Innovation) とエネルギー・水・通信省 (Ministry of Energy, Water and Communications.) に分割させた。前者は情報通信とマルチメディア関連技術の発展に関する部分を主として担い、後者は情報通信技術に関するそれ以外の権限を担う。これによって、通信マルチメディア委員会の監督は科学技術イノベーション省が行うことになり、インフラの整備はエネルギー・水・通信省が推進することになったのである。

### 3. 立法内容と問題点

#### 3.1. 概要

前述したように、電子商取引法は、電子的手段によるコミュニケーションを使用する商取引について明確な法的位置づけを与えることを目的としており、電子政府行為法は政府と国民との間における電子的な手段によるコミュニケーションについて共通の手続を定めようとしたものである。

実際には、2006年電子商取引法と2007年電子政府行為法の条文内容は非常

に似ており、電子商取引にあっては商取引に係る当事者間、電子政府行為法にあっては政府と国民との間で、文書の代わりに「電子的メッセージ」を使用することに対して法的な効力を与えるという点で共通する。また、法的効果を発生する電子手メッセージの形式、署名、送達と手交、原本性、メッセージ作成者の本人性などについての規定が置かれている点も同じである。

両法の条文の内容に対しては、早くも問題点が指摘されはじめている。

以下に、両法の内容について指摘されている問題点を検討してみることにする。

### 3.2. 2つの法の必要性

2006年電子商取引法と2007年電子政府行為法の条文内容は、瓜二つであると言っても過言ではない。両者は、章立てが似ているほか、全く同じ文言が使われている条文も少なくない。両者の規定がほとんど同じになっている条文は、表1に示すとおりである。

権力的な作用の部分を除いて、電子政府とは国家による電子的なビジネス行為であるから、国民と政府の関係機関との間で電子的コミュニケーション手段が使用されるという点で、国民と非政府機関との間で電子的コミュニケーション手段が使用される場合と比べた場合に、本質的な相違は存在しない。換言すれば、権力的作用が発動される場合を除き、e-businessとe-governmentとの間には本質的な相違は存在しないのである。にもかかわらず、マレーシアのサイバー法では2つの法律に分離している。このようにあまりにも似ている2つの法律に接するとき、この2つの法律はわざわざ別に制定する必要があったのかという素朴な疑問が生ずることは、ごく自然な感情の発露であるといえるが、次節に述べるような事情から、政府にとってはやはり両者を分けることには意義があったのであろう。

表1 電子商取引法と電子政府行為法の規定の相似箇所

内 容	電子商取引法	電子政府行為法
使用の非強制	3条(1)項	3条(1)項
電子的メッセージの法的認知	6条	10条
契約の成立および有効性	7条	11条
書面	8条	12条
署名	9条	13条
印章	10条	14条
証人	11条	15条
原本	12条	16条
文書の保有	13条	22条
写し	14条	18条
規定された様式	15条	20条
電子的メッセージの属性	17条	28条
電子的メッセージの内容	18条	29条
電子的メッセージの個別性	19条	30条
発信の時	20条	31条
受信の時	21条	32条
発信の場所	22条	33条
受信の場所	23条	34条
受信の確認	24条	35条

### 3.3. 適用範囲

電子政府行為法2条は、本法は所管大臣が指定する法律だけに適用されることを定めている。すなわち、電子政府行為法の規定による電子的メッセージの法的有効性は、「原則適用」ではなく「原則不適用」なのであり、所管大臣が指定する法律に係わる国民と行政機関との間のコミュニケーションだけに電子的メッセージを使用しうるにすぎない。したがって、所管する法律に係わる国民と行政機関との間のコミュニケーションに電子的メッセージの使用を認める

かどうかの所管大臣の裁量権は非常に大きなものとなる。もっとも、法は所管大臣についての具体的な規定を欠くため、ここでいう所管大臣とは誰のことを指すのかは実は明確ではない。

また、電子商取引法、電子政府行為法のいずれも、電子的メッセージの使用、提供または受領に同意した場合を除き、個人に電子的メッセージを使用、提供または受領することを強制するものではないと定めている。すなわち、電子的手段を利用したコミュニケーションは強制されておらず、電子的メッセージの使用はあくまでも本人の同意に基づくことが原則となる。

その一方で、電子商取引法 3 条 (2) 項は「電子商取引に関連して電子的メッセージを使用、提供または受領することの個人の同意は、当該個人の行為をもって、推定することができる。」と規定し、同様に電子政府行為法 3 条 (2) 項は「政府の行為に関連して電子的メッセージを使用、提供または受領することの個人の同意は、当該個人の行為をもって、推定することができる」と定めている。つまり、電子的メッセージの使用に関する同意は、かならずしも明確に示される必要はないことになる。

ところが、「当該個人の行為をもって、推定する」ことについて、どのような行為が「電子的メッセージを使用、提供または受領することの」同意を形成するとみなされるのか、要件は特に定められていない。電子的メッセージの使用の同意については、今後の議論に俟つべきところが多いといえる。

たとえば、公務員が私人に対して電子メールを記載した名刺を渡し、私人がそれを受け取った場合、その私人の名刺を受け取るという行為が電子的メッセージの使用に関する同意と見なしうるのであろうか。また、電子商取引法、電子政府行為法のどちらも、オプト・アウトの規定を欠いている。ひとたび電子的メッセージを使用、提供または受領することに同意した後、同意を取り消して電子的メッセージを使用しないようにすることは可能なのであろうか。これらの点について、電子商取引法、電子政府行為法の条文をみるかぎりでは、明確な答えは得られない

### 3.4. 電子的登録の修正の可否

電子政府行為法23条(1)項は、「法が登録の設定、運営または維持を要求している場合、登録が電子的メッセージの形式で行われ、当該電子的メッセージの内容を、いかなる手段をもっても、いかなる法によって登録の変更を行う権限を有する登録管理者も変更できない場合には、法の要求を満たすものとする。」と定めている。

この規定は、電子的なメッセージの登録の法的有効性につき、登録内容を何人も(法によって登録の変更を行う権限を有する登録管理者も含めて)改竄・修正・削除などできない場合に、当該の電子的なメッセージによる登録を有効とするものである。逆にいえば、法によって登録の変更を行う権限を有する登録管理者も、電子的なメッセージを使用した登録の場合には、そのメッセージに変更を加えることはできないということになる。つまり、電子的なメッセージを使用した登録については、修正や訂正ができないということになってしまうのである。

この点については、おそらく起草者は本来、登録が電子的メッセージの形式で行われた場合、登録の変更を行う権限を有する登録管理者を除いて、当該電子的メッセージの内容をいかなる手段をもってもいかなる法によって変更できない場合に、当該電子的メッセージを利用した登録の法的有効性を認めるものとしようと企図していたものと思われる。したがって、本条文については、「法が登録の設定、運営または維持を要求している場合、登録が電子的メッセージの形式で行われ、登録の変更を行う権限を有する登録管理者を除いて当該電子的メッセージの内容を、いかなる手段をもっても、いかなる法によっても変更できない場合には、法の要求を満たすものとする。」と解釈すべきであると主張<sup>(31)</sup>されている。

---

(31) Abu Bakar Munir and Siti Hajar Mohd. Yasin, *Another Law with Flaws: Lessons Never Learnt*, forthcoming article.

### 3.5. デジタル署名と電子署名

電子商取引法、電子政府行為法の条文においては、「電子署名 (electronic signature)」という文言が使用されている。ところで、マレーシアは先述したようにデジタル署名法という法律をすでに制定しているので、電子商取引法および電子政府行為法にいう「電子署名」と、デジタル署名法にいう「デジタル署名」との異同、両者の関係が問題となる。

デジタル署名法では、「デジタル署名とは、非対称暗号システム (asymmetric cryptosystem) を用いるメッセージの交換であって、当該メッセージが最初は人によって作成され、署名者の公開鍵 (public key) によって、当該交換が署名者の公開鍵に対応する秘密鍵 (private key) を使用して作成されたかどうか、およびメッセージが作成された後に変更されているかどうかを正確に確認できるものをさす」と規定されており (デジタル署名法 2 条)、公開鍵基盤 (Public Key Infrastructure = PKI)<sup>(32)</sup> を利用した電子署名を「デジタル署名」と称していることになる。

またデジタル署名法では認証局 (Certificate Authority = CA) についても定めており、CA を政府の許可制にすると共に、CA を監督するコントローラを政府が任命することを定めている。現在マレーシアでは Digicert<sup>(33)</sup> と MSC TrustGate<sup>(34)</sup> という 2 つの認証局が稼働している。

これに対して電子商取引法および電子政府行為法では、電子署名の意義について「文字、記号、番号、音声、もしくはその他の符号、またはこれらの組み合わせによって作成され、人によって署名として採用される電子的形式のことを指すものとする。」と定義されている (電子商取引法 5 条、電子政府行為法 5 条)。

---

(32) 公開鍵暗号方式を応用して、文書の作成者を証明し、かつその文書が改竄されていないことを保証する仕組み。

(33) <http://www.digicert.com.my/>

(34) <http://www.msctrustgate.com/>

したがって、電子商取引法および電子政府行為法という電子署名の中には、PKI以外の電子署名も広く含まれる。ただし電子商取引法および電子政府行為法では、電子署名が法に適合する条件として、電子的メッセージに添付されているか論理的に関連づけられていること、個人が適切に認識され当該個人が当該電子署名が関連する情報を承認したことが適切に認識されること、当該電子署名に対して求められる目的および状況に照らして信頼性があることを要求しており、信頼性の基準として、当該電子署名を作成する手段がその個人だけに関連づけられ管理下に置かれていること、署名を行った後に電子署名に対して行いたいかなる変造も除去できること、署名を行った後に文書に対して行いたいかなる変造も除去できることを規定している（電子商取引法 9条、電子政府行為法 13条）。もっとも、これらの条件を暗号化技術によって充足することは求められておらず、暗号技術以外の技術による方式でもかまわないわけである。

結局、電子商取引法および電子政府行為法では、PKI方式以外の電子署名を使用することを容認した規定になっているといえる。PKIに基づいたデジタル署名の普及は、電子政府を実現するための重要な条件であるとされているが、暗号化技術が複雑であること、導入費用が高いこと、ユーザーがデジタル署名を利用する費用が高いことなどの問題点となって、PKIの導入はかならずしも順調に行われているとはいえない。このため、わが国でもPKIに代わる電子署名（たとえばバイオメトリクスを利用した電子署名）の導入も模索されており、マレーシアの電子商取引法および電子政府行為法の規定も、技術発展により新たな技術が実用化された場合にこれを「電子署名」として扱えるようにしたものであると解されよう。ある意味でいえば、デジタル署名法における規定は、PKI方式という特定の技術に依存しすぎた側面があったのである。

---

(35) 米丸恒治「電子署名の安全な利用と電子署名法の課題——施行状況検討の年にあたって」情報ネットワーク・ローレビュー 5巻 (2006年)150頁以下参照。

なお、わが国の電子署名法<sup>(36)</sup>における電子署名に関する規定は、電子商取引法および電子政府行為法と同様に技術方式を特定せず、技術的に中立な観点から定義されている。

### 3.6. SPAM規制

電子商取引に関連する大きな問題の一つは、SPAMメール（迷惑メール）の規制である。しかし、電子商取引法には、SPAMメールに関する規定は置かれなかった。マレーシアにおけるSPAMメールの規制について、ここで簡単に触れておくことにしたい。

SPAMはコモン・ロー上の威嚇・脅迫行為とはとらえられない<sup>(37)</sup>。このためアメリカでは、初期には伝統的な不法侵入（trespass）の概念を拡張解釈しSPAMをコンピュータへの不法侵入として構成するという判例もあらわれた<sup>(38)</sup>が、今日では制定法であるCAN-SPAM Act<sup>(39)</sup>による対応が行われている。

マレーシアの場合は、本稿執筆時点でSPAMを直接規制する法律が存在しない。しかし、SPAMを送信する行為については、ネットワークサービスまたは設備の濫用であるとして、1998年通信・マルチメディア法違反であると解する余地があるとされている。1998年通信・マルチメディア法233条1項（b）は、「アプリケーション・サービスを使用して、連続的もしくは反復的、匿名もしくは顕名、または意図的もしくは非意図的の別を問わず、いかなる番号または電子的アドレスにある人に対しても、迷惑、侵害、脅迫または嫌がらせとなる結果を招く恐れのある通信を開始してはならない」と定めており、SPAMの送信は本条の違反であるとして争うことは可能である。もっとも、SPAM

---

(36) 電子署名及び認証業務に関する法律。平成12年法律第102号。

(37) Rebecca Ong, *Regulating Spam in Hong Kong and Malaysia: Lessons From Other Jurisdictions*, 2005 (1) THE JOURNAL OF INFORMATION, LAW AND TECHNOLOGY. <[http://www2.warwick.ac.uk/fac/soc/law2/elj/jilt/2005\\_1/ong/](http://www2.warwick.ac.uk/fac/soc/law2/elj/jilt/2005_1/ong/)>.

(38) CompuServe Inc. v. Cyber Promotions Inc., 962 F.Supp. 1015 (S.D. Ohio 1997).

(39) CAN-SPAM Act of 2003, 15 U.S.C. 7701, et seq.



の被害者は、受信したSPAMによって「迷惑、侵害、脅迫または嫌がらせ」が発生したことを挙証しなければならず、SPAMメールの送信者が受信者の同意のない商業的メールを大量に送信してことにより「迷惑、侵害、脅迫または嫌がらせ」を行ったと断定するのは困難であるとする議論もある<sup>(40)</sup>。

いっぽう、マレーシアにおいては、通信マルチメディア委員会の指定を受けた業界団体の自主規制によるガイドラインを通じたSPAM送信規制の手段も取られている。

1998年通信・マルチメディア法189～191条では、消費者保護のために通信業界に対して「消費者フォーラム」を設置し、自主的なガイドラインとしての「消費者コード (consumer code)」を策定することを求めている。消費者コードは、次の事項を定めるものとされている。

- (1) 消費者フォーラムまたは[通信マルチメディア]委員会によって作成される消費者コードには、次の各号を含まなければならない。
  - (a) 合理的と認められる消費者に対する要求。
  - (b) 裁判所よりも低廉な費用による紛争解決手続を含む消費者からの苦情および紛争の取扱、および消費者コード違反等が発生した場合の消費者への補償手続。
  - (c) 消費者情報の保護。
- (2) 消費者コードは次の各号に定める事項について定めることができる。ただし、これに限定されない。
  - (a) サービス、料金および性能に関する消費者に対する情報の規定。
  - (b) サービスの提供および欠陥時の復旧。
  - (c) 広告および演出サービス。
  - (d) 消費者に対する課金、支払い請求、徴収および与信手続。

---

(40) Ong, *supra note* (37).

(e) その他の消費者に関する事項。

これにもとづき、2001年に通信・マルチメディア委員会は、マレーシア通信マルチメディア消費者フォーラム (Communications and Multimedia Consumer Forum of Malaysia)<sup>(41)</sup>を「消費者フォーラム」として指定し、同フォーラムは2005年に「Internet Access Service Provider Sub-Code」<sup>(42)</sup>を消費者コードとして定めた。

この消費者コードの第2部第5条においては、インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) は消費者保護のためにSPAMを排除する対応を取るべきことが規定されており、ISPが接続サービスを顧客に提供するための契約締結にあたって、約款の中に、SPAM送信行為をしてはならないこと、契約に違反してSPAM送信を行った場合は顧客のアカウントを停止または廃止することを定めるように求めている<sup>(43)</sup>。また、顧客に対するガイダンスまたはユーザー・ポリシーを通じて、ISPが提供する接続サービスを通じて顧客が商用メールを送信する際には、真正なヘッダ情報、有効な返信アドレス、オプト・アウト手段、送信者の身元、商用メールであることの明示 (subject欄に [ADVERTISEMENT]、[COMMERCIAL]と表示する等) をメールに含ませることを顧客に義務づけるよう求めている<sup>(44)</sup>。

これらの事項は、わが国では特定電子メール法<sup>(45)</sup>および特定商取引法<sup>(46)</sup>で送信者に対して義務づけているところであるが、マレーシアではISPと顧客との間の契約を通じて規制しようとするところに特色があるといえよう。

---

(41) <http://www.cfm.org.my/>

(42) Internet Access Service Provider (IASP) Sub-Code for the Communications and Multimedia Industry Malaysia, (2005).

(43) *Id.* Part 2, 5.1 (2005).

(44) *Id.* Part 2, 5.1, (b) (iii).

(45) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律3条。

(46) 特定商取引に関する法律11条-15条。河津八平「消費者保護と特定商取引法(3)」九州国際大学社会文化研究所紀要60号(2007年)57-67頁参照。

#### 4. おわりに

本稿では、2006年電子商取引法と2007年電子政府行為法の内容について検討を加えてきた。

前述したように、両者はマレーシアにおける第2期のサイバー法とでもいうべきものであり、この後マレーシアは個人データ保護法の制定を行うものとみられている。

本稿でみたように、電子商取引法、電子政府行為法といいながら、両者は実際には電子商取引や政府と国民との間の情報のやりとりに関して電子的メッセージを使用する場合の法的根拠を規定するだけであって、それ以上の通則性をもっているわけではない。2006年電子商取引法については電子的手段を使用する商取引に関係する諸法の通則法的な性質を有するというわけではなく、本法が当初Electronic Transactions Actという名で法案が準備されていたことからそれがうかがわれる<sup>(47)</sup>。また2007年電子政府行為法についても、電子政府の推進に関する通則・包括法という位置づけは与えられていない。

わが国では、個人情報情報の漏洩・流出、コンピュータやネットワークへの不正侵入、コンピュータウィルスの蔓延、オペレーション・システム自体の脆弱性への攻撃などの事例が相次いでいるが、このような事態を前にして泥縄式に既存の法を改正したり個々の対策法を制定したりするのではなく、「情報セキュリティ対策基本法」のような包括的・総則的法律を制定することを求めるうごきがある。たとえば日本弁護士連合会は、2003年に『情報セキュリティ基本法』制定を求める日弁連意見書<sup>(48)</sup>を公開し、法案の草案も提示している。また、「放送」と「通信」という概念の境界線が技術的にも実態としても曖昧になってきたなかで、あらたな一元的規制の枠組みを模索するうごきもある<sup>(49)</sup>。

---

(47) <http://www.msc.com.my/msc/promise3.asp>

(48) [http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003\\_33.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003_33.html)

(49) たとえば、林紘一郎『電子メディア共通法』としての『電子公衆送信法』(案)メディア

情報セキュリティの確保に関する基本的な理念と目的を掲げ、国、地方自治体および民間についてそれぞれの責務を一般的に定め、目的を達成する手段を規定すれば、この種の情報セキュリティに係る事件や事故の多くを防止することができ、行政、企業その他の民間団体、個人における情報セキュリティの向上とプライバシー保護に資することになるのではないかと。日本弁護士連合会の提案も、おそらくこのような前提に立つものであろう。

しかし、国家計画と密接に結びついて強力な政府のリーダーシップの下にサイバー法の整備を進めたマレーシアにおいてすら、電子商取引とそれに類似の政府行為を包括的・総則的な法によって規律することができずに電子商取引法と電子政府行為法という2つの法体系を制定することになったり、特定の技術に依存した法を制定したためにその後の技術動向の変化によって法の修正を事実上迫られたりしているのである（「デジタル署名」と「電子署名」という2つの概念がサイバー法体系の下で併用されることになったのは、その好例であろう）。このことは、サイバースペースにおける包括法・通則法の制定の難しさを示しているといえるのではないかと。その意味で、アジアにおいて先進的なサイバー法体系整備を進めてきたマレーシアが、急速に変化する社会経済環境と情報通信技術の急速な発展の中で今後どのようにサイバー法を運用していく方向にあるのか、注目に値するところであるといえよう。

※本稿は、独立行政法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）平成18年度研究開発プロジェクト「ユビキタス社会のガバナンス」採択研究開発プロジェクト「企業における情報セキュリティの実効性のあるガバナンス制度のあり方」（研究代表＝林紘一郎・情報セキュリティ大学院大学副学長）の成果の一部である。

本稿の責は筆者にあるが、執筆に先だってマラヤ大学法学部のアブ・ベ

カー・ムニール (Abu Bakar Munir) 教授の研究室を訪問し、インタビューすることができた。ご多忙のところを筆者の突然のインタビューのお願いに応じて下さり、貴重なご意見を賜ったムニール教授に感謝申し上げます。

## 付属資料1 2006年電子商取引法 訳

### 第1章 総則

#### 第1条【略称及び施行日】

- (1) 本法は、2006年電子商取引法と称することができる。
- (2) 本法は、主務大臣により定められ官報に登載される日に施行されるものとする。

#### 第2条【適用】

- (1) 本法は、第3条の規定に従い、連邦および州政府の商取引を含むあらゆる電子的手段による商取引に適用される。
- (2) 本法は、別表に示す取引または文書には適用しない。
- (3) 主務大臣は、命令により別表に追加または別表からの削除を行うことができる。

#### 第3条【使用の非強制】

- (1) 電子的メッセージの使用、提供または受領に同意した場合を除き、本法はいかなる電子商取引についても個人に電子的メッセージを使用、提供または受領することを強制するものではない。
- (2) 電子商取引に関連して電子的メッセージを使用、提供または受領することの個人の同意は、当該個人の行為をもって、推定することができる。

#### 第4条【他の制定法との関係】

本法は、商取引を規律する他の制定法に対して補足的にかつ不利益を伴わないように適用されなければならない。

#### 第5条【定義】

本法における定義は、特に定めのないかぎり以下の通りとする。

「電子的」とは、電子的、工学的、磁氣的、電磁的、生体的、フォトニクまたは同種の技術のことを指すものとする。

「主務大臣」とは、国内商取引および消費者関係の責を負う大臣を指すものとする。

「電子的メッセージ」とは、電子的手段によって生成、送信、受信または保管される情報のことを指すものとする。

「作成者」とは、本人または誰かの代理として、電子的メッセージを作成し、または送信する者のことを指すものとする。

「受信者」とは、作成者によって電子的メッセージを受信することを意図された者のことを指すものとする。

「情報処理システム」とは、電子的メッセージを作成、送信、受信、保管、または処理する電子的システムのことを指すものとする。

「電子署名」とは、文字、記号、番号、音声、もしくはその他の符号、またはこれらの組み合わせによって作成され、人によって署名として採用される電子的形式のことを指すものとする。

「商取引」とは、商業的性質を持つ単一または複合的な通信で、契約であるか否かを問わず、財またはサービス、機関、投資、金融、銀行もしくは保険の供給または交換に係るいかなる問題をも含むものを指すものとする。

## 第2章 電子的メッセージの法的認知

### 第6条【電子的メッセージの法的認知】

- (1) いかなる情報も、その全部または一部が電子的形式であることを理由として、法的効果、効力、または強制力を否定されないものとする。
- (2) いかなる情報も、法的効果等を発生する電子的メッセージの中に含まれないこと、または電子的メッセージの中だけに含まれていることを理由として、法的効果、効力、または強制力を否定されることはない。ただし、当該電子的メッセージの中の情報を利用する者がアクセス可能である場合に限るものとする。

## 第7条【契約の成立および有効性】

- (1) 契約の成立において、契約条件の交換、契約条件の受諾、契約条件の撤回または関連する連絡の受諾は、電子的メッセージにより行われることができる。
- (2) 契約は、その形成にあたり電子的メッセージが用いられたことを理由として、法的効果、効力、または強制力を否定されることはない。

## 第3章 電子的手段による法的要件の充足

### 第8条【書面】

法が書面による情報を要求している場合、当該の情報がアクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられる電子的メッセージの中に含まれているときには、法の要求を満たすものとする。

### 第9条【署名】

- (1) 法が個人に対して文書の上に署名することを要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で、電子署名が次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。
  - (a) 電子署名が電子的メッセージに添付されているか、論理的に関連づけられていること
  - (b) 個人が適切に認識され、当該個人が当該電子署名が関連する情報を承認したことが適切に認識されること
  - (c) 当該電子署名に対して求められる目的および状況に照らして、信頼性があること。
- (2) 第1項(c)号の目的に照らし、電子署名が次の各号をすべて満たすときには信頼性があるものとする。
  - (a) 当該電子署名を作成する手段が、その個人だけに関連づけられ、管理下に置かれていること



(b) 署名を行った後に電子署名に対して行ったいかなる変造も、除去できること。

(c) 署名を行った後に文書に対して行ったいかなる変造も、除去できること。

(3) 1997年デジタル署名法は、政府の行為において電子署名として使用されるいかなるデジタル署名に対しても引き続き適用されるものとする。

#### 第10条【印章】

(1) 法が文書の上に印章で捺印することを要求している場合、文書が電子的メッセージの形式であり、1997年デジタル署名法の規定による電子署名が付されているときには、法の要求を満たすものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、電子的メッセージにおける捺印として法の要求を満たす他の電子的署名を、官報に掲載する命令によって、定めることができる。

#### 第11条【証人】

法が証人に対して文書の上に署名することを要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で、証人の電子署名が本法第13条の要件を充足するときには、法の要求を満たすものとする。

#### 第12条【原本】

(1) 法が文書を原本の形式で要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で、次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。

(a) 電子的メッセージに含まれる情報の最初に形成されたときから最後の形式までの一貫性に、信頼できる確証があること。

(b) 電子的メッセージが、アクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられるものであること。

(2) 第1項(a)号の目的に照らし、

(a) 電子的メッセージに含まれる情報の一貫性の評価は、通常の方法による通信、保管および表示を行った際に生ずるいかなる変更、裏書、追

加なども行われておらず、完全かつ変造のない状態で保たれているかどうかによって行う。

(b) 信頼性の基準は、文書が作成された目的およびその他の状況の観点  
に照らして、評価されなければならない。

#### 第13条【文書の保有】

法が文書の保有を要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で保有され、当該電子的メッセージが次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。

(a) 生成、送付または受領された様式、もしくは生成、送付または受領された電子的メッセージに含まれる情報に著しい改変を加えていない様式によって保有されていること。

(b) アクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられるものであること。

(c) 電子的メッセージの起点および宛先ならびに当該電子的メッセージが送付または受領された日および時が認識されること。

#### 第14条【写し】

法が文書の1部以上の写しの保有、送達、送付または手交を要求している場合、文書1部が電子的メッセージの形式で保持、送達、送付または手交されるときには、法の要求を満たすものとする。

#### 第15条【規定された様式】

法が規定された様式による文書を要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で、次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。

(a) 規定された様式と同様または実質的に同様の方法により様式化されていること。

(b) アクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられるものであること。

(c) 他の者によっても保有可能であること。

#### 第16条【送達および手交】

(1) 法が文書の保有、送達、送付または手交を要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で保持、送達、送付または手交され、情報処理システムが次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。

(a) 文書の起点および宛先ならびに当該電子的メッセージが送付または受領された日および時が認識されること。

(b) 文書の受領の通知が認識されること

(2) 本条は、次の各号の場合には適用しない。

(a) 不履行の通知、督促の通知、理由の提示の通知、返還の通知または同種の通知を、法的訴訟手続の開始の前に送達されることが求められているとき。

(b) 法的訴訟手続に則り、発信手続、訴答書面、宣誓供述その他の文書を送達されることが求められているとき。

### 第4章 電子的メッセージの通信

#### 第17条【電子的メッセージの属性】

(1) 電子的メッセージは、作成者自身によって送信された場合には、作成者自身によるものとする。

(2) 作成者と受信者との間において、電子的メッセージが次の各号に定めるものにより送信された場合には、当該電子的メッセージは作成者自身によるものとみなす。

(a) 当該電子的メッセージに関して、作成者の代理として行動する法的権限を持つ者。

(b) 作成者によってプログラム化され、または作成者の代わりに自動的に動作する情報処理システム。

- (3) 作成者と受信者との間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、受信者は当該電子的メッセージを作成者自身によるものと推定し、当該推定に基づいて行動することができる。
- (a) 作成者と受信者の間であらかじめ合意された当該電子的メッセージが作成者自身によるものであるかどうかを確定する認証手段を、受信者が適切に適用する場合。
  - (b) 受信者によって受信された電子的メッセージが、作成者または作成者の属する機関が、作成者により原本性を確定するため用いられる認証手段にアクセスすることを許可した者の行為の結果である場合。
- (4) 第3項は、次の各号の場合には適用しない。
- (a) 受信者が、当該電子的メッセージは作成者によるものではない旨の通知を作成者から受け、それに基づいて行動する合理的な時間を有する場合。
  - (b) 受信者が、当該電子的メッセージは作成者によるものではないことを知っていた場合、もしくは受信者が合理的な注意を払うか、作成者と受信者の間であらかじめ合意された当該電子的メッセージが作成者自身によるものであるかどうかを確定する認証手段を使用すれば、知りうるべきである場合。

#### 第18条【電子的メッセージの内容】

受信者が電子的メッセージを受信した場合、受信者は、当該電子的メッセージは作成者が送信することを意図したものと推定し、当該推定に基づいて行動することができる。ただし、当該電子的メッセージの受信は送信の誤りによって発生したことを知っていた場合、もしくは受信者が合理的な注意を払うか、合意された手続を使用すれば、知りうるべきである場合を除く。

#### 第19条【電子的メッセージの個性】

受信者が電子的メッセージを受信した場合、受信者は、当該電子的メッセージは個別の独立した電子的メッセージであると推定し、当該推定に基づ

いて行動することができる。ただし、当該電子的メッセージは複数の1つであることを知っていた場合、もしくは受信者が合理的な注意を払うか、合意された手続を使用すれば、知りうるべきである場合を除く。

#### 第20条【発信の時】

作成者と受信者との間で合意されている場合を除き、電子的メッセージは、作成者の管理を離れて情報処理システムに入った時をもって、送信されたものとみなす。

#### 第21条【受信の時】

作成者と受信者との間で合意されている場合を除き、電子的メッセージは、次の各号のいずれかの場合に受信されたものとみなす。

- (a) 受信者が電子的メッセージを受信する目的で情報処理システムをあらかじめ指定した場合には、電子的メッセージが指定された情報処理システムに入ったとき。
- (b) 受信者が電子的メッセージを受信する目的で情報処理システムをあらかじめ指定しなかった場合には、電子的メッセージが受信者の知りうる範囲に入ったとき。

#### 第22条【発信の場所】

作成者と受信者との間で合意されている場合を除き、電子的メッセージは、作成者が作業を行った場所から送信されたものとみなす。

- (a) 作成者が1カ所をこえる作業の場所を有している場合には、作業内容に最も関係のある場所から送信されたものとみなす。作業内容に最も関係のある場所がない場合には、作成者の基本的な作業場所から送信されたものとみなす。
- (b) 作成者が作業の場所を有していない場合には、作成者の通常の住所から送信されたものとみなす。

#### 第23条【受信の場所】

作成者と受信者との間で合意されている場合を除き、電子的メッセージ

は、受信者が作業を行う場所において受信されたものとみなす。

(a) 受信者が1カ所をこえる作業の場所を有している場合には、作業内容に最も関係のある場所で受信されたものとみなす。作業内容に最も関係のある場所がない場合には、受信者の基本的な作業場所で受信されたものとみなす。

(b) 作成者が作業の場所を有していない場合には、作成者の通常の住所で受信されたものとみなす。

#### 第24条【受信の確認】

(1) 本条は、電子的メッセージを送信するとき、または送信する前に、作成者が電子的メッセージの受信を確認することを受信者に要求し、または受信者と合意している場合に適用される。

(2) 作成者が電子的メッセージの受信を確認することを受信者に要求し、または受信者と合意している場合、電子的メッセージは当該確認が受領されるまでの間は送信されなかったものとして取り扱う。

(3) 作成者が電子的メッセージの受信確認を特定の形式または特定の方法により行うことを受信者と合意していない場合には、受信の確認は次の各号のいずれかの方法で行うことができる。

(a) 受信者によるあらゆる通信。自動化されているかどうかを問わない。

(b) 電子的メッセージを受信したことを作成者に示すのに相当である受信者によるあらゆる行為。

(4) 作成者が合意された時間内もしくは特定された時間内に受信確認を受領していない場合、または合意された時間もしくは特定された時間がない場合、作成者は合理的期間内に次の各号に定める行為を行うことができる。

(a) 受信者に対して、受信確認を受領していないこと、および受信確認を受領すべき合理的な時間を通知すること。

(b) 本項 (a) 号に定める時間内に受信確認を受領しない場合には、受信者に対して、当該電子的メッセージは送信されなかったものとして作

成者のすべての権利を行使できる旨を通知すること。

- (5) 作成者が受信者の受信確認を受領した場合は、受信者は当該電子的メッセージを受信したものとして推定する。
- (6) 受領された受信確認が、関連する電子的メッセージが技術的要件を満たしていることを示している場合、両者の合意に基づき、または適用される基準を定め、技術的要件が満たされたことを推定する。

## 第5章 その他

### 第25条【規則】

主務大臣は、本法の規定に完全な効果を与えるのに必要とされ、またはその方法となる限りにおいて、規則を定めることができる。

## 別表

### 第2条関係

本法は、次の行為または文書には適用しない。

1. 弁護士の特権
2. 遺言および遺言補足書の作成
3. 信託の作成
4. 流通証券

付属資料 2 2007 年電子政府行為法 訳

第 1 章 総則

第 1 条【略称及び施行日】

- (1) 本法は、2007年電子政府行為法と称することができる。
- (2) 本法は、主務大臣により定められ官報に登載される日に施行されるものとする。

第 2 条【適用】

本法は、第 3 条の規定に従い、第 6 条の規定によって指定された連邦法に適用される。

第 3 条【使用の非強制】

- (1) 電子的メッセージの使用、提供または受領に同意した場合を除き、本法は政府の行為に関連して、個人に電子的メッセージを使用、提供または受領することを強制するものではない。
- (2) 政府の行為に関連して電子的メッセージを使用、提供または受領することの個人の同意は、当該個人の行為をもって、推定することができる。

第 4 条【他の制定法との関係】

本法は、政府と国民との間を規律する他の制定法に対して補足的にかつ不利益を伴わないように適用されなければならない。

第 5 条【定義】

本法における定義は、特に定めのないかぎり以下の通りとする。

「指定された法」とは、第 6 条に基づき所管大臣によって指定された制定法の全部または一部を指すものとする。

「情報技術通達」とは、第 9 条に基づき発せられる通達を指すものとする。

「電子的」とは、電子的、工学的、磁氣的、電磁的、生体的、フォトニックまたは同種の技術のことを指すものとする。



「主務大臣」とは、マレーシアの公共サービス行政の現代化を指導する責を負う大臣を指すものとする。

「所管大臣」とは、指定された法の執行に責を有する大臣を指すものとする。

「電子的メッセージ」とは、電子的手段によって生成、送信、受信または保管される情報のことを指すものとする。

「作成者」とは、本人または誰かの代理として、電子的メッセージを作成し、または送信する者のことを指すものとする。

「受信者」とは、作成者によって電子的メッセージを受信することを意図された者のことを指すものとする。

「情報処理システム」とは、電子的メッセージを作成、送信、受信、保管、または処理する電子的システムのことを指すものとする。

「電子署名」とは、文字、記号、番号、音声、もしくはその他の符号、またはこれらの組み合わせによって作成され、人によって署名として採用される電子的形式のことを指すものとする。

## 第2章 制定法に対する本法の適用及び運用

### 第6条【所管大臣による指定】

- (1) 所管大臣は、主務大臣との協議の後、いかなる制定法またはその一部も別紙様式1により本法を適用する目的で指定を行うことができる。
- (2) 所管大臣は、第1項に基づいて制定法またはその一部を指定する際、適合的とみなす条件を課すことができる。

### 第7条【補足的立法】

- (1) 本法は、第2項に従って除外される場合を除き、指定を受けた法の補足的立法に対しても適用されるものとする。
- (2) 所管大臣は、主務大臣との協議の後、指定を受けた法の補足的立法に対

して、別紙様式2で通知することにより本法の適用を除外することができる。

- (3) 所管大臣は、主務大臣との協議の後、第2条で適用を除外された補足的立法に、別紙様式3で通知することにより本法を適用することができる。

#### 第8条【廃止または改正】

- (1) 指定を受けた法が廃止されるときは、その廃止の日から指定を受けた法とはしないものとするが、補足的立法は当該指定を受けた法の廃止に影響を受けないものとする。
- (2) 指定を受けた法が改正され、所管大臣が当該改正法は本法の目的または趣旨と適合しないと認めた場合には、所管大臣は別紙様式4で通知することにより当該改正法またはその一部に対して本法の適用を除外することができる。

#### 第9条【情報技術通達】

- (1) 主務大臣は、次の各号を含む情報技術通達を発することができる。
- (a) 情報技術基準
  - (b) 電子署名および電子印章の使用に関する基準
  - (c) 電子的メッセージの受領の時刻および通知を記録する過程
  - (d) 権限のないアクセスに対するセキュリティ基準
  - (e) 災害復興手順
  - (f) 電子的政府サービスおよび様式に対するアクセス性の規則
  - (g) 電子的メッセージの管理および維持
  - (h) データ入力および電子的メッセージの認証に関する方法
  - (i) 金銭の支払い及び受領に関するガイドライン
  - (j) 時宜に応じて必要とされるその他の事項
- (2) 情報技術通達の違反は、本法に従って電子的に行われる行為の効力または強制力に影響を与えないものとする。

### 第3章 電子的メッセージの法的認知

#### 第10条【電子的メッセージの法的認知】

- (1) いかなる情報も、その全部または一部が電子的形式であることを理由として、法的効果、効力、または強制力を否定されないものとする。
- (2) いかなる情報も、法的効果等を発生する電子的メッセージの中に含まれないこと、または電子的メッセージの中だけに含まれていることを理由として、法的効果、効力、または強制力を否定されることはない。ただし、当該電子的メッセージの中の情報を利用する者がアクセス可能である場合に限るものとする。

#### 第11条【契約の成立および有効性】

- (1) 契約の成立において、契約条件の交換、契約条件の受諾、契約条件の撤回または関連する連絡の受諾は、電子的メッセージにより行われることができる。
- (2) 契約は、その形成にあたり電子的メッセージが用いられたことを理由として、法的効果、効力、または強制力を否定されることはない。

### 第4章 電子的手段による法的要件の充足

#### 第12条【書面】

法が書面による情報を要求している場合、当該の情報がアクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられる電子的メッセージの中に含まれているときには、法の要求を満たすものとする。

#### 第13条【署名】

- (1) 法が個人に対して文書の上に署名することを要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で、電子署名が次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。

- (a) 電子署名が電子的メッセージに添付されているか、論理的に関連づけられていること
  - (b) 個人が適切に認識され、当該個人が当該電子署名が関連する情報を承認したことが適切に認識されること
  - (c) 当該電子署名に対して求められる目的および状況に照らして、信頼性があること。
- (2) 第1項(c)号の目的に照らし、電子署名が次の各号をすべて満たすときには信頼性があるものとする。
- (a) 当該電子署名を作成する手段が、その個人だけに関連づけられ、管理下に置かれていること
  - (b) 署名を行った後に電子署名に対して行いたいかなる変造も、除去できること。
  - (c) 署名を行った後に文書に対して行いたいかなる変造も、除去できること。
- (3) 1997年デジタル署名法は、政府の行為において電子署名として使用されるいかなるデジタル署名に対しても引き続き適用されるものとする。

#### 第14条【印章】

- (1) 法が文書の上に印章で捺印することを要求している場合、文書が電子的メッセージの形式であり、1997年デジタル署名法の規定による電子署名が付されているときには、法の要求を満たすものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、電子的メッセージにおける捺印として法の要求を満たす他の電子的署名を、官報に掲載する命令によって、定めることができる。

#### 第15条【証人】

法が証人に対して文書の上に署名することを要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で、証人の電子署名が本法第13条の要件を充足するときには、法の要求を満たすものとする。

## 第16条【原本】

- (1) 法が文書を原本の形式で要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で、次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。
  - (a) 電子的メッセージに含まれる情報の最初に形成されたときから最後の形式までの一貫性に、信頼できる確証があること。
  - (b) 電子的メッセージが、アクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられるものであること。
- (2) 第1項(a)号の目的に照らし、
  - (a) 電子的メッセージに含まれる情報の一貫性の評価は、通常の方法による通信、保管および表示を行った際に生ずるいかなる変更、裏書、追加なども行われておらず、完全かつ変造のない状態で保たれているかどうかによって行う。
  - (b) 信頼性の基準は、文書が作成された目的およびその他の状況の観点に照らして、評価されなければならない。

## 第17条【認証謄本】

法が文書の認証謄本の提出を要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で提出され、第16条の要件を満たすときには、法の要求を満たすものとする。

## 第18条【写し】

法が文書の1部以上の写しの保有、送達、送付または手交を要求している場合、文書1部が電子的メッセージの形式で保持、送達、送付または手交されるときには、法の要求を満たすものとする。

## 第19条【文書の提出】

- (1) 法が文書の提出または提示を要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で提出または提示され、当該電子的メッセージがアクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられるものであるときには、法の要求を満たすものとする。

(2) 第1項の目的に照らし、様式が電子的手段によって規定されている場合には、文書の提出または提示は当該規定に基づいて行われなければならない。

#### 第20条【規定された様式】

法が規定された様式による文書を要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で、次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。

- (a) 規定された様式と同様または実質的に同様の方法により様式化されていること。
- (b) アクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられるものであること。
- (c) 他の者によっても保有可能であること。

#### 第21条【免許、許可、認可、公認等の発行に係る要件】

法が免許、許可、認可、公認または同種の文書の発行を要求している場合、当該の免許、許可、認可、公認または同種の文書が電子的メッセージの形式で発行され、当該電子的メッセージがアクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられるものであるときには、法の要求を満たすものとする。

#### 第22条【文書の保有】

法が文書の保有を要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で保有され、当該電子的メッセージが次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。

- (a) 生成、送付または受領された様式、もしくは生成、送付または受領された電子的メッセージに含まれる情報に著しい改変を加えていない様式によって保有されていること。
- (b) アクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられるものであること。
- (c) 電子的メッセージの起点および宛先ならびに当該電子的メッセージが

送付または受領された日および時が認識されること。

#### 第23条【電子登録】

- (1) 法が登録の設定、運営または維持を要求している場合、登録が電子的メッセージの形式で行われ、当該電子的メッセージの内容を、いかなる手段をもって、いかなる法によって登録の変更を行う権限を有する登録管理者も変更できない場合には、法の要求を満たすものとする。
- (2) 電子的メッセージの形式により設定、運営または維持される登録の検索は、指定された法における登録の場合と同様の法的効力を持つものとする。

#### 第24条【送達および手交】

- (1) 法が文書の保有、送達、送付または手交を要求している場合、文書が電子的メッセージの形式で保持、送達、送付または手交され、情報処理システムが次の各号をすべて満たすときには、法の要求を満たすものとする。
  - (a) 文書の起点および宛先ならびに当該電子的メッセージが送付または受領された日および時が認識されること。
  - (b) 文書の受領の通知が認識されること。
- (2) 本条は、次の各号の場合には適用しない。
  - (a) 不履行の通知、督促の通知、理由の提示の通知、返還の通知または同種の通知を、法的訴訟手続の開始の前に送達されることが求められているとき。
  - (b) 法的訴訟手続に則り、発信手続、訴答書面、宣誓供述その他の文書を送達されることが求められているとき。

#### 第25条【直接送達】

法が直接文書を送達または提出することを要求している場合、文書が本法第19条の規定に従い電子署名を伴っている場合には、法の要求を満たすものとする。

## 第26条【支払】

法が支払を要求している場合、支払が電子的手段によって行われ、政府の課する条件を満たしている場合には、法の要求を満たすものとする。

## 第27条【領収書】

法が支払の領収書の発行を要求している場合、領収書が電子的メッセージの形式で作成され、アクセス可能かつ解釈可能で事後の利用にも耐えられるものであるときには、法の要求を満たすものとする。

## 第5章 電子的メッセージの通信

### 第28条【電子的メッセージの属性】

- (1) 電子的メッセージは、作成者自身によって送信された場合には、作成者自身によるものとする。
- (2) 作成者と受信者との間において、電子的メッセージが次の各号に定めるものにより送信された場合には、当該電子的メッセージは作成者自身によるものとみなす。
  - (a) 当該電子的メッセージに関して、作成者の代理として行動する法的権限を持つ者。
  - (b) 作成者によってプログラム化され、または作成者の代わりに自動的に動作する情報処理システム。
- (3) 作成者と受信者との間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、受信者は当該電子的メッセージを作成者自身によるものと推定し、当該推定に基づいて行動することができる。
  - (a) 作成者と受信者の間であらかじめ合意された当該電子的メッセージが作成者自身によるものであるかどうかを確定する認証手段を、受信者が適切に適用する場合。
  - (b) 受信者によって受信された電子的メッセージが、作成者または作成



者の属する機関が、作成者により原本性を確定するため用いられる認証手段にアクセスすることを許可した者の行為の結果である場合。

(4) 第3項は、次の各号の場合には適用しない。

(a) 受信者が、当該電子的メッセージは作成者によるものではない旨の通知を作成者から受け、それに基づいて行動する合理的な時間を有する場合。

(b) 受信者が、当該電子的メッセージは作成者によるものではないことを知っていた場合、もしくは受信者が合理的な注意を払うか、作成者と受信者の間であらかじめ合意された当該電子的メッセージが作成者自身によるものであるかどうかを確定する認証手段を使用すれば、知りうるべきである場合。

#### 第29条【電子的メッセージの内容】

受信者が電子的メッセージを受信した場合、受信者は、当該電子的メッセージは作成者が送信することを意図したものと推定し、当該推定に基づいて行動することができる。ただし、当該電子的メッセージの受信は送信の誤りによって発生したことを知っていた場合、もしくは受信者が合理的な注意を払うか、合意された手続を使用すれば、知りうるべきである場合を除く。

#### 第30条【電子的メッセージの個別性】

受信者が電子的メッセージを受信した場合、受信者は、当該電子的メッセージは個別の独立した電子的メッセージであると推定し、当該推定に基づいて行動することができる。ただし、当該電子的メッセージは複数の1つであることを知っていた場合、もしくは受信者が合理的な注意を払うか、合意された手続を使用すれば、知りうるべきである場合を除く。

#### 第31条【発信の時】

作成者と受信者との間で合意されている場合を除き、電子的メッセージは、作成者の管理を離れて情報処理システムに入った時をもって、送信されたものとみなす。

### 第32条【受信の時】

作成者と受信者との間で合意されている場合を除き、電子的メッセージは、次の各号のいずれかの場合に受信されたものとみなす。

- (a) 受信者が電子的メッセージを受信する目的で情報処理システムをあらかじめ指定した場合においては、電子的メッセージが指定された情報処理システムに入ったとき。
- (b) 受信者が電子的メッセージを受信する目的で情報処理システムをあらかじめ指定しなかった場合においては、電子的メッセージが受信者の知りうる範囲に入ったとき。

### 第33条【発信の場所】

作成者と受信者との間で合意されている場合を除き、電子的メッセージは、作成者が作業を行った場所から送信されたものとみなす。

- (a) 作成者が1カ所をこえる作業の場所を有している場合には、作業内容に最も関係のある場所から送信されたものとみなす。作業内容に最も関係のある場所がない場合には、作成者の基本的な作業場所から送信されたものとみなす。
- (b) 作成者が作業の場所を有していない場合には、作成者の通常の住所から送信されたものとみなす。

### 第34条【受信の場所】

作成者と受信者との間で合意されている場合を除き、電子的メッセージは、受信者が作業を行う場所において受信されたものとみなす。

- (a) 受信者が1カ所をこえる作業の場所を有している場合には、作業内容に最も関係のある場所で受信されたものとみなす。作業内容に最も関係のある場所がない場合には、受信者の基本的な作業場所で受信されたものとみなす。
- (b) 作成者が作業の場所を有していない場合には、作成者の通常の住所で受信されたものとみなす。

### 第35条【受信の確認】

- (1) 本条は、電子的メッセージを送信するとき、または送信する前に、作成者が電子的メッセージの受信を確認することを受信者に要求し、または受信者と合意している場合に適用される。
- (2) 作成者が電子的メッセージの受信を確認することを受信者に要求し、または受信者と合意している場合、電子的メッセージは当該確認が受領されるまでの間は送信されなかったものとして取り扱う。
- (3) 作成者が電子的メッセージの受信確認を特定の形式または特定の方法により行うことを受信者と合意していない場合には、受信の確認は次の各号のいずれかの方法で行うことができる。
  - (a) 受信者によるあらゆる通信。自動化されているかどうかを問わない。
  - (b) 電子的メッセージを受信したことを作成者に示すのに相当である受信者によるあらゆる行為。
- (4) 作成者が合意された時間内もしくは特定された時間内に受信確認を受領していない場合、または合意された時間内もしくは特定された時間がない場合、作成者は合理的期間内に次の各号に定める行為を行うことができる。
  - (a) 受信者に対して、受信確認を受領していないこと、および受信確認を受領すべき合理的な時間を通知すること。
  - (b) 本項 (a) 号に定める時間内に受信確認を受領しない場合には、受信者に対して、当該電子的メッセージは送信されなかったものとして作成者のすべての権利を行使できる旨を通知すること。
- (5) 作成者が受信者の受信確認を受領した場合は、受信者は当該電子的メッセージを受信したものとして推定する。
- (6) 受領された受信確認が、関連する電子的メッセージが技術的要件を満たしていることを示している場合、両者の合意に基づき、または適用される基準を定め、技術的要件が満たされたことを推定する。

第6章 その他

第36条【規則】

主務大臣は、本法の規定に完全な効果を与えるのに必要とされ、またはその方法となる限りにおいて、規則を定めることができる。

(様式1～4 省略)

